

Title	資本主義における土地所有の一般的性質
Sub Title	The characteristics of landed property in capitalism
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.2 (1961. 2) ,p.77(1)- 93(17)
JaLC DOI	10.14991/001.19610201-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

山田盛太郎著『日本農業生産力構造』……………	常盤政治	77
『講座・日本の労働問題・(一)賃金』……………	井村喜代子	77
B・C・ネムチノフ編訳『マルクス経済学の数学的方法・上巻』……………	持丸悦朗	78
長守善著『福祉国家イギリス』……………	丸尾直美	79
C・プリントン著 河原宏共訳『近代精神の形成』……………	村田光義	80
大島清・斎藤附造著 加藤俊彦・玉野井昌夫『金融論』……………	飯田裕康	81

資本主義における土地所有の一般的性質

小池基之

- 一 土地所有の「近代的」形態
- 二 資本主義における資本と土地所有との対抗
 - 1 農業における超過利潤の形成
 - 2 土地所有による地代の「固定化」
 - 3 土地所有の本来的発現形態としての絶対地代
- 三 結語

一 土地所有の「近代的」形態

〔一〕地代——範疇としての労賃および利潤に対する範疇としての地代——は、資本主義による土地所有の——大土地占有者の所有たると、大農民乃至は小農民の土地所有たるとを問わず——従属形態である。すなわち、かかる地代にその経済的实现を見出す土地所有は「二個の格別な歴史的な、形態」へ *eine spezifisch historische Form* (K. Marx; *Das Kapital*, Bd. III-2. *Besorgt vom M-E-U Institut*; S. 662)——それは、封建的土地所有なり、生

資本主義における土地所有の一般的性質

業部門として営まれる小農的農業なりが、資本および資本制生産様式の影響によって、転化された形態、いいかえれば、農業における資本制生産様式に照応する土地所有形態 (*ibid.*, S. 662-663) である。

資本主義において主導的役割を演ずるものはいうまでもなく資本であり、そのかぎりにおいて、そこにはいりこむすべての要素は、資本の運動法則のもとに、資本主義に適合した形態に自らをつくりかえていく。かくて、土地は商品となり、価格をもつ。自由な私的土地所有という法律表象は、「土地所有者が土地を処置しうるのは各商品所有者が自分の商品を処置しうるのと同じである」 (*ibid.*, S. 663) ということを意味するが、またそれ以外にはなにも意味しない。そして、地価の形成は、逆転した関係においてであるといえ、地代を地価に対する利子と観念させることによって、(すなわち、地代の利子化)、土地価格のために投じた資金を「資本」と同様に観念させることになる。このかぎりにおいて、土地所有が

資本主義に「適合的」となるという意味は、土地所有が資本と同一の側面をもって作用する条件のもとにおかれるというものであり、そして、そのような側面をもつものとして立ちあらわれるということである。かくて、土地所有への投資が「資本」と同様に観念される。土地抵当信用の発達にかかる傾向をますます助長することになるであろう。しかし、土地所有者によって土地の購入に投下された「資本」は、土地所有者にとっては利子を生む資本投下であるが、農業そのものにおいて投下された資本とは「ぜんぜんなんらの関係もない。」この「資本」は農業で機能する資本の一部を形成するものではないので、土地所有者に年々の地代を受領する名義を得させはするが、「この地代の生産とは絶対になんらの関係もない」(Ibid., S. 860)のである。したがって、その地代が、どのような生産様式のもので——資本制生産様式のものにおいてであれ、小農的借地経営のものにおいてであれ、あるいはまた寄生地主制のものにおいてであれ——生産されようとも、問うところではない。それは、恰かも、同一の小麦が、資本制の大経営によって生産されようとも、零細経営のもので生産されようとも、同一市場においてはなんら区別されえないと同様である。

資本主義のもとにおけるあらゆる土地所有は、すくなくともこのような側面において、資本主義に「適合的」である。そして、土地の商品化は農民からの土地所有の分離のうえに展開されるという点において、また、地代の収取は、地代という形で土地所有者がうけ

とった剰余価値を、再び資本に転化するという側面をもつであろうという点において、さらには、農民からの土地所有の分離のもとで、時には必然的に再生産される零細農耕が、低賃銀労働力の供給源を提供するという点において、かかる土地所有は資本蓄積の条件として作用するであろう。しかし、土地所有が資本主義に「適合的」な形態をうけとるといっても、それは資本と土地所有の本来的な対立を否定するものではない。この対立の根拠は、正に、地代は剰余価値の分割部分として成立するという点にあるが故である。

資本主義のもとにおいて、土地所有は資本主義に「適合的」であるといっても、それを、さきにあげた範疇としての地代にその経済的実現の形態を見出す土地所有と、ただちに等置しえないことはすでにあきらかである。土地所有の「近代的」形態(=die „moderne“ Form des Grundeigentums)とは、農業における資本制生産様式の形成によって、資本のもとに従属せしめられた土地所有以外のものではない。かかる土地所有形態のもとで、地代は、資本に対する平均利潤をこえた、超過利潤の転形となる。

* 東京大学教授大内力氏が日本資本主義のもとにおける寄生地主的土地所有を「近代的土地所有」と規定する根拠は、それが「資本主義に適合的な土地所有形態である」というところに存する(大内力「農業史」『日本現代史大系』五二頁)。すなわち、「近代的土地所有の本質は、土地が特定のひとびとの私有財産となっており、何人によっても自由に利用しうるものとはなら

ないこと、そのようなものとしてそれが一定の価格をもって売買される商品となることに存する。」「資本主義は、(中略)農民を土地からきりはなし、それを賃労働者たらしめることによって成立するのであるが、そのことは土地所有の側からいえば、土地が農民からきりはなされたものとして、商品たらしめられることにはかならない」(同頁)。しかし、ここから、日本農業における基本的生産関係が資本II賃労働関係であることは論証されないし、また地主II小作関係が「近代的」関係であるという証明も得られない。「農民層の分解をおし歪め、寄生地主制を發展させたものは、やはり、特殊な歴史的・社会的諸条件に制約された日本資本主義の構造である」(同上七一頁)ことは明らかである。そして、それが日本資本主義發展の、日本資本主義のもとでの資本蓄積の、実は、条件とされたのであって、(そして、それがまた、寄生地主的土地所有が資本主義に「適合」せしめられた土地所有形態たる所以でもあった。)そこに見出される農業が依然として旧い生産様式によって担われていても、それは一向に差支えはないのである。もつとも、そのような条件のもとでも、農民層は分解するし、また農業も商品生産としてたえず發展の方向を志向するであろう。それが、寄生地主的土地所有をその構成要素として負っている日本資本主義のもとで、歪められ、充分な展望をもちえないままに、零細農耕として再生産されてきたのである。極端としての地主制の「近

資本主義における土地所有の一般的性質

代化」さらにはその排除が問題とされつつも、それが阻止されざるをえなかった根拠が、ここにある。「資本主義に適合的な土地所有の形態」II「近代的土地所有」とすることによって、日本資本主義における資本と土地所有との対立(第一次大戦までは近代的土地所有がますます發展しつつあった)、「ところが、この時期にはいと、そういう傾向は、にわか逆転することになった」(同上二〇六頁)。「この段階(独占資本の展開期)の資本主義にとっては、(中略)地主的土地所有の解体を積極的に促進する政策さえおこなわれるようになる」(二二〇頁)。「この時期(独占資本の崩壊期)の地主制の全面的後退」(二九四頁)——そして、かかる融合と対立こそが日本資本主義の特殊な構造にはかならなかったのであるが、それがここでは、資本主義における資本と土地所有との一般的な適合・対立のなかに解消されてしまうこととなっている。

〔二〕土地所有の近代的形態のもとでは、地代は、差額地代および絶対地代に限定される。土地所有による地代の取得は、ここでは、土地への投下資本に対する平均利潤確保の条件のもとでのみ、追求されうるからである。「特定の土地における農産物について独占価格が形成される条件のもとでは、地代は独占地代としてあらわれる。すなわち、ここで地代が差額地代および絶対地代に限定されるのは、土地所有の資本への従属にもとづくのであって、逆に、土地所有の側からすれば、現実の地代が以上のものに限定される根拠

はない。

差額地代が商品生産の範疇であるとされ、単純商品生産の「段階」でそれがとりあげられる (A. Benary; Aktuelle Probleme der Agrartheorie des Marxismus-Leninismus, 1965, S. 29 u. S. 30. W. Schmidt; Die Grundrente und ihre Wirkungsweise in der Landwirtschaft der Deutschen Demokratischen Republik, 1966, S. 20) のは、単純商品における価値規定の抽象的な純粋な姿における発現にもついで、社会的価値と個別的価値の差として、それがとりあげられているのである。そして、たとえば Benary はこの点をさらに展開して、土地経営の独占がいかなる場合でも等しく差額地代の原因であるが、差額地代の内容および現象形態は、単純商品生産と資本制商品生産の、またこれらと社会主義的商品生産の差別に対応して、区別されるとして、Marx の分割地所有 (Parzelleneigentum) に関する分析を引用して、つぎのように記している。『この場合に土地生産物の平均的市場価格がどのように規制されるにしても、差額地代、すなわち優等地またはよい位置を占める地所にとっての商品の価格の超過分が、資本制生産様式のもとにおけると同様に、実存する (existieren) に違いない』 (Das Kapital, a. a. O., S. 856)。このことは、農業における爾余の普通の資本制的諸条件のもとで単純商品生産者として経営する農民にも、また農業が封建的形態から多かれすくなかれ解放され、しかもなお資本制農業生産が典型的な形態たるにいたらざる諸条件にも、

善 (経営規模の拡大を前提とし、またはそれを導く) による費用価格引下げの可能性、これら諸要因の連繋的作用のうえに、萌芽的な利潤が範疇としての利潤となることによって、かかる地代は範疇としての地代に転化するのである。すなわち、範疇としての地代を成立せしめるものは、資本のもとへの農業の従属、したがって土地所有の資本への従属にはかならない。

* 自立的小生産者たちにとっては、労働支出は労働収益の不可避的な前提条件である。「だが、この必要労働を差引いたかれらの超過労働についていえば、この超過労働はつねにある超過生産物に実現される。そしてかれらがこの超過生産物を買うかまたは自ら使用しうる場合には、かれらはこれをもって、なんらの対象化された労働も要しなかったが故に、自らはなんらの費用も要しなかったものと看なすのである。かれらが富の譲渡と看なすのは、ただこの対象化された労働の支出のみである。かれらはもちろん、出来るだけ高く売ろうとする。しかし価値以下で、しかも資本家的生産価格以下の販売でさえも、かれらによってはやはり利潤と看なされるのである」 (Das Kapital, a. a. O., SS. 741-742)。

〔三〕 それにもかかわらず、土地所有は資本にとっては外在的な要因である。「... (農業生産) では、資本投下のためには土地が存在するはずである。」「資本主義においては、土地の私有は、自然から与えられた主要生産条件の、また農業生産の主要生産手段の、独

資本主義における土地所有の一般的性質

妥当する。ここでは、地代の内容は単純商品生産の関係によって規定され、地代はこれらの関係を表現する。ここでは価値はなお生産価格に転形されないが故に、地代は種々なる生産物の価値の間の差額としてあらわれる (Benary; a. a. O., S. 29)。

しかし、単純商品における価値規定にもついで、差額地代がここでは生産物の価値間の差額として把握されたとしても、それはあくまで論理的抽象の段階における問題である。

小商品生産者としての分割地農民 (Parzellenbauern) においては、その生産物の価格がその農民自身に対する労賃を保証するかぎり、その土地を耕作するであろうということからすれば、ここに所謂「差額地代の実存」は、より有利な自然条件のもとで自分の労働を実現させる農民にとっての附加的な労賃所得としてあらわれるであろう。しかし、ここで土地価格において、あるいは土地価格に支払われる利子において、あるいはまた分割地経営が賃借地でいとなまれる場合の借地料において、現象する地代なるものは、「実存する差額地代」に限定されるものではない。それは附加的労賃所得としてあらわれる「超過利潤」を、したがっていかなる諸関係のもとでもよりもはるかに甚だしく利潤の一部を含み、また労賃からの控除分をすら包含するであろう。かくて、ここに成立する地代は「名目地代」にはかならず、労賃および利潤に対立する自立の範疇としての地代ではない。そして、農産物価格の騰貴による経営規模拡大の可能性 (家族労働の範囲をこえての経営面積の拡大)、および技術改

占的所有である」 (Schmidt; a. a. O., S. 27)。資本 II 賃労働関係は土地所有を考慮することなくしても理解しうる。もちろん、いかなる形態においてであれ地代取得の可能性は土地「所有」を成立せしめるであろう。しかし、土地価格の形成、したがってまた土地が他のいかなる商品とも同じように売買されるという事情 (土地所有に対する「等価」の支払) は、若干の弁護論者にとって、土地所有を正当化する理由と看なされる (Das Kapital, a. a. O., S. 63) であろう。そしてまた、とくに近代的土地所有は、資本に対する平均利潤 (資本制生産の範疇) をこえる部分について、剰余価値のわけ前にあずかるにすぎない。とはいえ、資本制生産様式に照応する土地所有形態は、資本制生産様式それ自体によって、そこに見出される土地所有が転化せしめられた形態にはかならず、かくて、資本制生産様式はその端緒において、すでに外的条件としての土地所有を前提としてもっているものであり、したがって、それは、その端緒において、地代を担ったものとして登場してくるのである。

「地代——Ricardo の意味における——はそのブルジョア的姿態における土地所有、すなわちブルジョアの生産の条件に服せしめられた封建的所有である」 (K. Marx; Das Elend der Philosophie, <Marx-Engels Werke, Bd. 4, 1959> S. 167) とされる所以である。

かくて、資本制地代としてあらわれるものは本源的な地代の転形形態としての地代である。しかしここでは、地代の取得はもはや土地

所有者の「恣意」によって規定されるのではない。「地代の額はけつしてその受領者の関与によって規定されるのではなく、かれの関与から独立した社会的労働の発展——これにはかれは関与しない——によって規定される」(Das Kapital, a. a. O., S. 686)。

地代の理論は、剰余価値が相異なる諸資本間で平均利潤に均等化されたあとにもなお残つて、地代の形態で土地所有者が取得する剰余価値部分を、理論的に説明することにあるのである*。

* 差額地代の説明において無地代の土地または資本投下が設定されたとしても、それは単に論理的抽象にすぎない。その論理を拡充して、土地所有は、資本の運動によって——最劣等地をのぞいて——「創造」され、この土地所有が絶対地代の前提となるという論理を地代論展開の基礎とする(大内力「地代と土地所有」一〇七頁以下、二二二頁以下、その他)とき、このよ

うな論理は、当然、歴史性を捨象した Ricardo 的方法に通ずるものといわざるをえない。大内教授の地代論がすぐれて Ricardo 的であることは故なしとしないであろう。(なお、拙稿同書の書評「図書新聞、昭和三年一月二十九日号」参照)。「最劣等地にも私的土地所有があつて、これが外的に地代を要求するから」という説明の仕方では、絶対地代の内的根拠を示さない(白川清「価値法則と地代」一一九頁)。

二 資本主義における資本と土地所有との対抗

資本と土地所有との対立は、資本にとって外的存在たる土地所有による、剰余価値の分割と占取という点に存する。地代の存在は、一定の社会関係に依存している。しかりとするならば、資本制農業が負っている特質、またそれによって資本主義自体が荷わざるをえない負担の「理論的」究明は、資本主義における土地所有の一般的性質の追求を通じてのみ、果される。すなわち、独占的性(土地経営の独占および土地所有の独占)をもつ土地が主要な生産手段として参加することによって形成・「固定化」される、農業における特別剰余価値(超過利潤、およびその地代への転形は、単に資本の運動の側面からとらえるばかりでなく、さらに、土地所有の側面から、すなわち地代として「固定化」する機構を通じて、さらにそれによる資本の運動の歪みを含めて、追求されるべきであろう)。

1 農業における超過利潤の形成

〔一〕 ところでいま、農業における超過利潤の形成を単純に考察すれば、市場調整的生産価格の変化と、新設の農業経営における、または既設の農業経営への追加資本の生産性の変化を、その要因としてあげることが出来る。

追加資本の投下は、総じて、特別剰余価値の獲得を目指すという

点からすれば、市場価格の昂騰、または費用価格の引下げを可能にする技術改善がその誘因となるであろう。「劣等地への進行は、当然のことであるが、自分の好みでおこなわれるものではない、——資本制生産様式を前提とすれば——価格騰貴の結果たりうるにすぎず、またいかなる生産様式のもとでも必要の結果たりうるにすぎない」(Das Kapital, a. a. O., S. 720)。

そして、穀物価格の騰貴の結果として、利潤率が低下するとすればその低い利潤率で(もちろん、利潤率の低落に対する阻止的諸条件の作用も無視するべきではない)、あるいは高い生産価格のもとで、はじめて耕作が可能とされる土地、あるいは資本投下が、農業生産に導入されることとなる。(既耕地における超過利潤の形成あるいはその増大)。需要の増大に伴う穀物価格の騰貴を契機として農業生産に導入された土地への、あるいは既耕地への、資本投下によって生産された生産物の生産価格が、これまでの市場価値調整の根柢となっていた生産価格に等しいか、あるいはそれ以下であったとしたならば、騰貴した穀物価格はやがて引下げられ、穀物価格騰貴の結果として形成された超過利潤は消滅することになるであろう。さらに、下落した価格のもとでは平均利潤を確保しえなくなった最劣等地は、そこから資本が引上げられ、耕作圏外に排除される場合も生ずるのである。いずれにしても、このような動きを通じて、ここでの超過利潤は、資本家的土地耕作の「独占」が最劣等地における生産物の生産価格を市場調整的なものとして規定することによって、形成されるのである。そ

資本主義における土地所有の一般的性質

して、かかる土地経営の独占は、農業における資本投下が平均利潤をもたらすかぎり資本家的経営のもとにもたらされるであろう附加的土地が、その量および質において限定されているという事実から、生ずるのである。

〔二〕 費用価格の引下げを可能にするような追加資本の投下は、差当って、超過利潤をもたらすであろう。このような資本投下のうち、土地改良のための資本投下のごとき、ある程度永久的に土地に固定され、土地に合体される資本、すなわち「土地資本」(Land-capital)はこれを措くこととする。「これらの改良は、資本の生産物であるとはいえず、あたかも、土質の自然的差等と同じように作用する」(Das Kapital, a. a. O., S. 758)。「資本投下がなされたのちに土地が地代を生むのは、資本がその土地に投下されているからではなく、資本投下がその土地を以前よりも生産的な投資場面たらしめたからである」(Ibid., S. 795)。

一般に追加投資が生産性の向上を伴っておこなわれるとすれば、なんらかの技術改善をその内容として持っているというべきである。それは、同一の土地からの生産物量の増加(施肥法の改善・品種の改良・経営方式の変化その他)、またはよりすくない労働での同一生産物量の獲得(生産用具の改良等)の二側面においてあらわれる。この二側面を貫く改良の本質が、一商品を生産するに要する労働量の減少にあること、いうまでもない。この必要労働量の減少こそが、当該商品に含まれる費用価格を引下げ、超過利潤を生ぜし

める根源であるからである。そして、それは、通例的には、同一土地からの（あるいは同一経営における）収穫量の増大をもたせて遂行されるので、技術改善は一般に追加資本の投下をまっしてはじめて可能となるといえる。そして、いま同一土地への継起的資本投下を問題とするならば、その諸部分はあたえられた技術体系のもとで「区別することの出来ぬ」一体のものとして機能するのであって、追加資本の支出によって、その可能な経営と、然らざる経営との区別は「エーカー当りの充分な総投資と不十分な総投資との間の区別」(Tidd, S. 756)となる。

いずれにしても、技術改善が資本投下の作用としてのみ、たとえば労働過程の機械化の作用として純粹にあらわれるとするならば、その結果借地農業者は超過利潤を獲得するであろうが、技術改善の一般化とともに市場調整的生産価格は引下げられ、その超過利潤は消滅するにいたるであろう。しかし、労働過程の機械化は、それによる費用価格の引下げとならんで、収穫量に影響をあたえるであろう。そして収穫量への影響は、土地種類にしたがってかならずしも同一ではない。

すなわち、同一内容の技術改善を目指す追加投資も、それぞれの土地の自然的豊度の差異をその条件として担うことにより、資本投下の単純な作用には還元しないものとなるのである。ここに、かかる超過利潤が（その全部または一部が）地代に転形される根拠がある。一般的にいえば、同一生産部門内における超過利潤は、当該商

品の費用価格の引下げをめぐる資本相互間の競争を通じて（技術水準・資本の有機構成の均等化）消滅し、その部門独自の利潤率のなかに——さらに他部門との関連においては、資本の有機構成の不均衡を前提として——均等化される傾向をもつものであるが、追加投資の生産性のなかに、独占されうる自然力の作用が、かかる超過利潤形成の差異を生ぜしめる条件として、参加してくる場合を考えるならば、資本の運動によってかかる均等化が達成されるということには、かならずしもならない。しかも、土地所有による超過利潤の地代への転形は、資本による超過利潤の均等化の運動（費用価格、したがってまた生産価格の引下げ）と無縁におこなわれるものではないのである*。

* 差額地代第I形態における、資本に起因する生産条件の捨象、同一面積における同量の資本投下のもとでの不均衡な収穫量としての展開。またすでに第I形態においては、与えられた技術水準のもとにおける標準的な資本の平均量が前提とされているのである。追加資本の投下・差額地代第II形態の形成・追加投資の一般化・より高度の技術水準のもとでの差額地代第I形態の展開（第II形態の第I形態への転化）。

〔三〕追加資本の投下は、しかしながら、かならずしもつねに、より高い生産性をもっておこなわれるものとはいえない。あたえられた市場価値のもとで、優等地における追加投資の生産性が低下するとしても、なおそれが最劣等地で機能する資本の生産性より高いか、

すくなくとも等しい水準に止まっているかぎり、それは超過利潤を、あるいはすくなくとも平均利潤をもたらすであろう。この追加投資による市場への穀物供給量の増加の結果、最劣等地が排除され、従来より低い生産価格が市場調整的となることによって、市場価値が低落するとすれば、超過利潤は当然減少することとなるであろう。また需要の増大にもなる市場価格騰貴のもとでは、最劣等地にも生産性の低下をともなう追加資本の投下、騰貴した市場価格のもとですくなくとも平均利潤をあげるような資本投下がおこなわれうる。そしてこの追加投資の生産物によって需要を満たしうるかぎり、市場はこの最劣等地における個別的な平均生産価格に市場調整的役割を見出すこととなるであろう。さらに、あたえられた市場価値のもとで、優等地における追加投資は、追加資本それ自体としてみればもはや平均利潤を確保しえないとはいえず、そこで一体として機能する投下資本総体としての見地から、平均利潤を獲得しうるかぎり、おこなわれうると考えることが出来よう。資本にとつては、あたえられた利潤率のもとでの平均的な利潤量の確保が、資本投下のための最低の限界とされるであろうからである。

2 土地所有による地代の「固定化」

〔一〕独占しうる自然力（土地）が生産条件として参加することによって形成される特別剰余価値II超過利潤が、借地農業者の所得となることなく、また市場価値引下げに寄与することもなく、土地所

資本主義における土地所有の一般的性質

有によって地代に転形される根拠は、一に、資本に對立するものとしての土地所有の存在それ自体に存する。かかる特別剰余価値の形成は相異なる土地種類の独占的利用にもとづくとはいえず、土地の利用は、土地私有制度のもとでは、土地所有にもとづく特定の限定のもとでのみ、生産の条件たりうるのである。「かれ（土地所有者）はこの就業場面の絶対量を増加または減少させることは出来ないが、しかし市場にあるその量を増加または減少させることは出来る」(Das Kapital, a. a. O., S. 806)。特別剰余価値II超過利潤を地代に転形させる機構は、かかる土地所有相互間、および土地に投下すべき資本相互間（平均利潤が得られるかぎりその資本を農業に投下しようとする資本所有者はつねに存在する）の競争であり、その地代としての「固定化」は、土地所有者と借地農業者との間に結ばれる契約である。

かくて、土地所有者がその所有土地への資本投下の条件としてけとる地代の、すくなくとも一部は、かかる超過利潤から成立していると考えることが出来よう。

〔二〕しかしここで注意されなければならないことは、地代に転形されるべき超過利潤の形成は、すでにあきらかなごとく、市場価値法則の歪みにもとづくものであったが、同時にかかる超過利潤の地代への「固定化」が、市場調整的生産価格の引下げの可能性を阻止し、市場価値法則を歪めるに役立っているということである。差額地代が農業における超過利潤の転形であるというとき、一般

に考えられているように、農業において形成された超過利潤が直ちに地代に転形されるのではない。あたえられた価格（不変の、あるいは騰貴し、あるいは低落する）のもとで、追加資本の投下によってなほどこかの超過利潤が形成されるとすれば、それは、資本相互間の競争のもとで、やがて地代に転形される価値部分たりうるであろうが、またそれは価格引下げの運動をも内包するであろうことは、すでに指摘したところである。そうであるとすれば、この場合は、契約地代のもとで、なほどこかの経営はその所得を平均利潤以下に切りさげること余儀なくされ、かくて、平均利潤回復のために地代の減額が要求されるか、土地からの資本の引上げ（最劣等地の排除）がおこなわれることになるであろう。かくて、新しい価格水準の形成とともに、超過利潤量の変化がもたらされる。ここでいうことは、生産条件としての土地が土地所有を媒介として生産に参加することによって、資本の運動は、土地所有の法則との対立抗争を通じて貫かれるということである。そしてまた、超過利潤の地代への転形は、かかる対立抗争のもとでのみ、実現されるということである。そこで、市場調整的生産価格を一定のものとして前提すれば、優等地においては、すでに差額地代の成立＝平均利潤の確保という条件（超過利潤の地代としての「固定化」）のもとで、追加資本はそれ自体として平均利潤を獲得しうるものが投資の限界となるであろう。追加資本を含めてこの土地で一体として機能する資本が平均利潤を確保しうるからである。かくて、「おなじ地所へ

の資本の継起的投下は、または——同じことだが——同じ場所で投下される資本の増加は、資本の生産性の率が減少し且つ調整的価格が同等不変な場合には、超過利潤の地代への単なる形式的転形——これは土地所有の結果である——の結果として、はるかに早く自己の限界を見出す、つまり事実上多かれすくなかれ人為的制限を見出す」(Das Kapital, a. a. O., S. 786) ことになるであろう。そしてこの場合、平均利潤以下の利潤しか保証しない追加投資が可能とされるのは「ただ剰余価値の諸要素——超過利潤または地代を形成するもの——がいまや平均利潤の形成にはいりこむからである。借地農業者は地代の犠牲において（中略）この平均利潤を得るのである」(Ibid., S. 781)。

* ここでつぎのような指摘を注意しておいてもいいであろう。すなわち、「これらの改良は（中略）地代をたえず騰貴させるどころか、逆にいずれもみな地代の騰貴をさまたげる一時的障害なのである。」「一七世紀のイギリスの地主たちは、この真理をきわめてよく感知していた。そのために、かれらはかれらの収入が減少するのをおそれ、農業の進歩に反対したのである」(Marx: Das Elend der Philosophie, a. a. O., S. 176)。

** 差額地代第Ⅰ形態および第Ⅱ形態に転化される超過利潤を、一様に、「資本主義的な商品経済機構が存する限り、したがって特定の私的所有があってもなくても固定される超過利潤部分」(白川清「価値法則と地代」八九頁) としてとらえるという見

地は当然に「差額地代Ⅱでは（中略）土地所有の法則を前提とするものでなかった」(同上 一六八頁、また一六一頁) という把握の仕方と関連をもっている。しかし、追加投資によって形成された超過利潤は、種類を異にする諸土地にも追加投資がおこなわれ、技術改善が一般化することによって、その全部が消費してしまふものではないことは、あきらかである。そしてまた、そこにのこされた剰余価値部分だけが地代化するのではなく、いこともあきらかである。追加投資の普及・一般化の過程で、そこに形成された超過利潤が地代に転形することもあるであろうし、その普及・一般化とともに地代の減額を余儀なくされることもあるであろう。「土地所有の法則」下においてさえ（中略）資本の運動を阻止することはできない」(同上 一五四頁)。しかし、それを単純に、一方的な作用としてのみ理解するならば、結局、差額地代は、第Ⅱ形態は否定されて、第Ⅰ形態のみに限定されてしまうことになる。現実には、追加投資によってうみ出される特別剰余価値は、土地の豊度の差を基礎として、資本の充用の仕方によって、この両者がわかちがたく合体して、造成されるのである。

*** 「このばあい、果して土地所有者が地代を徴収するといふ事実がなければ、エンゲルスの考えたような事態 (Das Kapital, a. a. O., S. 780 の表を指していう—引用者) がおこり、マルクスの方式 (Ibid., S. 785 の表を指していう—引用者) は

資本主義における土地所有の一般的性質

成り立たなくなるものであろうか」(大内力「地代と土地所有」一〇九頁) という「疑問」は、土地に投下される追加資本は、あくまで、継起的に、個別的に、(一体としてではなく)、機能するという見地から生じている。しかし、この二表いずれも、投下資本が総体として平均利潤を確保することをその投資の限界として見出していることはあきらかである。問題は個別的限界生産価格が個別的平均生産価格にあるのではなくして、「土地所有があってもなくても固定される超過利潤」以上に、地代として「固定化」される部分が差額地代第Ⅱ形態には含まれているということにあるのである。「土地所有の法則」によるものではなく、資本の法則による」(同上 一五七頁) という論理を純粹に貫くとするならば、そこに形成された超過利潤のすくなくとも一部は個別的平均生産価格の引下げに参加することになるであろう。

「ほんらい資本はその運動をつうじて、たえず利潤率を平均化させようとする作用をもっている」(同上 一一五頁)。したがって、「追加投資はそれ自体として（中略）単独で平均利潤を要求するものとなる」(同上) とするならば、その論理は、土地所有による地代の「固定化」(すなわち、地代の「固定化」による個別的平均生産価格への均等化の阻止) を、当然に、その前提として見出さねばならないであろう。

(五) 超過利潤の地代への転形によって、市場調整的生産価格の引

下げがまたげられる事情は、最劣等地における差額地代の発生に、もっとも集中的に示される。ここでは個別的限界生産価格を基底として（かならずしもそれに一致するとはかぎらないが）市場価値が規定されることによって、地代が生じているのである*。そこで、限界地についてみれば、穀物価格は、そこでの個別的平均生産価格より地代分だけ高い価格によって規制されることになるといわねばならない。この地代は、個別的生産価格間の差にもとづくという意味において、あくまで差額地代である。しかし、最劣等地における個別的平均生産価格以上に出る価値部分であるという点において、絶対地代的側面をもっているというべきであろう。

* 最劣等地に差額地代が生ずる機構を説明するために普通に使われている三つの場合、すなわち、(一) 継起的な資本投下によって差額地代Ⅱが作用し、生産価格昂騰の限界が優等地によって調整される場合 (Das Kapital, a. a. O., SS. 787 ff.)、(二) 価格が同等不変ならば追加の資本投下が超過生産性をうみ出す場合 (Ibid., SS. 790 ff.)、および(三) 追加諸資本の生産力が減少する場合 (Ibid., SS. 794 ff.) についてみれば――

(一) の場合、最劣等地においてすでに機能している資本の生産性より低い生産性を結果する追加投資がB地になされるためには、市場価格の騰貴が（すくなくともその投資に平均利潤を保証するに足るほどの）前提とされるであろう。然らざれば地代の減少によってのみ平均利潤を獲得しうることとなるであろう

とで、限界投資それ自体での平均利潤の確保が要請されるのである。(そしてそれは限界投資とそれに先立つ投資とは個別的に機能するからではない。かえって逆である。) すなわち、ここでは地代を含むことを許すような市場価格の成立の機構が問題とさるべきである。「資本の運動」によって、市場調整的生産価格が依然として3磅に止まるとしたならば、最劣等地における差額地代は生じない。」

(二) の場合、最劣等地への追加投資の生産性の増進は、そこにおける個別的平均生産価格を引下げることになるであろう。そこで、もしそこに地代が形成されるとしたならば、その個別的平均生産価格ではなく、依然として従来の生産価格が市場調整的生産価格として作用しているということ、したがって、かかる生産価格によって平均利潤のみを獲得するにすぎない経営が市場の需要を満たすためにお広汎に存在しているということが前提となっているのである。このような条件のもとでのみ、追加投資をもつ最劣等地に超過利潤が形成され、その全部または一部が地代に転形する。そして、この地代の形成という条件のもとで（それは追加資本による市場調整的生産価格の引下げを阻止する）、最劣等地に追加投資が一般化するにつれて、最劣等地に一般に地代が形成されることとなる。然りとすれば、ここでも、最劣等地におけるこの差額地代は、そこにおける継起的投下資本の生産性の差にもとづく個別的生産価格間の差と

資本主義における土地所有の一般的性質

うからである。そして、B地への追加投資にもとづく個別的生産価格（前掲箇所）にあげられている表にしたがえば3磅%）が一応市場価値を調整するものとして登場する。かかる市場価値の引上げはB地に、地代を支払ったのちになお平均利潤以上の超過分（1磅%）をもたらした。それは地代に転形されうる。(Marktによる計算)。しかしまたかかる超過利潤は価格引下げに作用し、B地での個別的平均生産価格（3磅%）への均等化に役立つ。(Einkaufsの計算)。いずれにしても、従来の市場調整的生産価格（すなわち最劣等地Aにおける3磅%）の引上げにともなって、最劣等地に地代が生ずることとなる。この場合、もしもB地における地代（4磅%）が単に超過利潤として止まっているとしたならば、B地における追加投資の生産性の低下の減少によって補われ、市場調整的生産価格は依然として3磅%はこの超過利潤に止まりうるであろう。すなわち、ここで最劣等地における差額地代は、超過利潤の地代への「固定化」という条件のもとで、市場価値が限界地における個別的平均生産価格以上に止まることによって生ずるのである。

「これについて、大内教授は地代が「市場価格のなかに規定的にふくまれることになっているから」「その本質において差額地代たる性質をもたないものであった」とのべる（「地代と土地所有」一四七・一四六頁）。しかし、すでにあきらかにしたように、超過利潤の地代への転形・「固定化」という条件のもと

して把握されるであろうが、土地所有の介入によって、ここでの平均生産価格による市場価値の規制はまたげられているので、最劣等地自体についてみれば、地代はそこにおける個別的平均生産価格をこえた超過分としてあらわれ、市場価値は平均生産価格より地代部分だけ高いものによって調整されることとなるわけである。

(三) の場合、最劣等地における、生産性の減少する追加資本の投下は、市場価格の騰貴を前提としてのみ可能であろう。そして、それがどの程度に上りうるかにしたがって、超過利潤が形成され、あるいは投下資本が増加された場合のその平均生産価格に均等化されてなんらの超過利潤を生じないこともあるであろう。したがって、この場合、最劣等地に地代が生じうるとしたならば、その条件として市場価値の騰貴が、減少した生産性をもつ追加資本に、個別的に、すくなくとも平均利潤をもたらさしめる程度にあると考えていいであろう。もちろん、ここには、その平均生産価格への均等化をまたげざるなにもないのであるが、このような条件が維持されているかぎり超過利潤の地代への転形の可能性が存在するわけであり、追加資本の未投下の最劣等地を含めて、耕作されている最劣等地には地代を生ずることとなる。そしてそこに地代が形成されれば、追加投資は、差当って、それが個別的に平均利潤を獲得しうることを限界として見出さざるをえない。

3 土地所有の本来的発現形態としての絶対地代

〔一〕 資本制農業が土地への資本投下の前提として土地所有の存在したがってそれへの地代の支払をもつとしたならば、穀物価格は、その土地での投下資本総額に対して平均利潤を保障する以上に、さらに若干の剰余分をのこすほどに、高められていなければならない。差額地代の考察に当って、一般に、最劣等地を無地代のものとして理論が展開されているのは、そこでの追加投資が本源的投資と一体化し、個別的な平均生産価格に均等化して、それが市場調整的なものとされたがゆえである。したがって、もしそこで地代が要求されるとしたならば、穀物価格はそこでの個別的な平均生産価格以上にならなければならない。^{*}それは、いまだ資本を投下されていない土地についても同様である。「ここでは土地所有は、関税をとることなしには、すなわち地代を要求することなしには、従来の未耕地または未賃貸地になら新たな資本投下をゆるさない障壁である」(Das Kapital, a. a. O., S. 811)。すなわち、そこでの地代を支払いうる穀物価格の高さが、未耕地乃至は未賃貸地への資本投下の条件とされる。

^{*} もちろん、ここに騰貴というとき、それは絶対的な意味にのみ限定する必要はかならずしもない。費用価格との相対的な意味においても理解されねばならないことは、すでにあきらかである。

をようやく保障しうるかあるいは十分に保障しえないが、新しい土地での投下資本に対しては平均利潤以上ににほどこかの剰余をもたらしうる価格を考へることが出来る。^{*}土地そのものは本来的に価値をもたないものであったのである。そして、「土地所有は(中略)賃貸しないではなんらの収益もなく、経済的には無価値なのであるから、生産価格以上にわずかに市場価格が騰貴しても、新たな劣等地を市場にもたらずに充分なのである」(Ibid., S. 806)。

^{*} ここでとりあげられる未耕地乃至は未賃貸地は、論理上、最劣等地としてのみ考察の対象となりうることは、いうをまたない。これらの土地が耕作される条件として、市場調整的な生産価格以上に市場価格が昂騰することがここでの論点であるからである。

^{**} 日高普「絶対地代の根拠」(「経済志林」第二六巻第二号)とくに五一頁以下参照。"Das Kapital"における二つの場合 (Ibid., SS. 802 ff.) のうち、前者すなわち「旧来の諸借地での最終の追加資本投下でさえも超過利潤——借地農業者によって取得されるか土地所有者によって取得されるかを問わず——をもたらずほどに、市場価格が騰貴」するという場合には、そこに造成される超過利潤が地代に転形されてしまう場合をのぞいて、超過利潤は市場価格引下げの方向に作用するであろう。したがって、新地所の耕作は疎外されざるをえない。さらに需要の増加にもなってそれが耕作の対象とされるために

資本主義における土地所有の一般的性質

しかしながら、このような穀物価格に「含まれる」地代が、近代的形態をとる土地所有のもとでは、土地所有者の「恣意」にもとづくものではないことも、あきらかである。すでに、最劣等地に生ずる差額地代は、追加資本があるいは最も生産性の低い資本投下が平均利潤を獲得するに必要な価格によって規定されたところであった。未耕地あるいは未賃貸地の耕作に対して、新たな投下資本が要求される地代も、それと無関係ではない。ただ、既耕地に関しては——地代の「固定化」が追加資本の投下に対して一層狭い限界を設定するといえ——「借地契約がつづくかぎり、かれ(借地農業者)の土地投資に対する土地所有の制限はなくなっている」(Ibid., S. 807)。土地所有者はあたえられた地所への資本投下の量的範囲に対しては、もはやなんらの絶対的(相対的ではない)制限も加えることは出来ない (Ibid., S. 815)。制限としての土地所有が絶対的であるのは、土地への資本投下が土地所有者への地代の支払いを条件とするという点からすれば、地代の支払い自体において、資本制農業一般における土地所有の「制限」は自らを表示すると同時に、土地所有の絶対的制限はそのものとして、未耕地・未賃貸地においてあらわされる。

そこで、旧来の借地での追加資本の投下の条件と、未耕地・未賃貸地への新たな資本投下の条件とは相互的制限をなすということを考慮に入れるならば、^{*}未耕地乃至は未賃貸地に新たに資本が投下される条件として、旧来の諸借地での追加資本に対しては平均利潤

は、旧来の諸借地での、さらに生産性の低い追加資本投下との競争関係が考慮にのぼってこなければならぬことになる。

かくて、「この(未耕地あるいは未賃貸地)土地等級がもたらしうる地代の限界は、旧来の諸借地での競争的な追加的資本投下によってあたえられる」(Ibid., S. 803)。そして、その価格が、旧来の諸土地での最終の資本投下に対して生産価格しか支払われないとしたならば、それによって新地所に支払われる地代は、前述した最劣等地に生ずる差額地代に等しくなるであろう。それは差額地代的側面をもつ(一方最劣等地における差額地代は絶対地代的側面をもつ)が、これらの土地が借地に引きいられるための価格騰貴は、土地所有そのものによって要請されたのである。そして、そこに生ずる、生産価格以上の超過分は、超過利潤として借地農業者の手に帰することは、絶対でない。

〔補註〕 農業部門の独自の利潤率が他部門のそれよりも高いとするならば、すなわち、利潤率平均化のもとで形成される生産価格が、農業部門においては一般に価値以下におかれるとするならば、絶対地代に転形されるこの価値部分は、生産価格以上に出る価値超過分に、その根拠を見出すことになるであろう。農業生産の後進性は一般に指摘されているところであり(絶対地代のこの点に関する展開として Marx; Theorien über den Mehrwert, 2. Teil, [Dietz Verlag, 1959] SS. 84-85 u. a. 参照)、また歴史的事実でもあるが、しかし、「充用諸資本の

「回転時間」を問題とすれば、農業部門の独自の利潤率が他部門のそれより高いか低いかは、簡単に論証しえないことになるであらう。

(二) 穀物価格の騰貴は、借地農業者をして、絶対地代の支払いを可能にした。それはこう考うべきであらう。すなわち、あたえられた価格のもとで借地農業者は平均利潤以上の超過分を見出し、それを土地所有者に支払うのであるが、そのうちには右に分析した如き絶対地代部分が含まれている。

絶対地代を含む価格の吊上げは、しかしながら、その結果として各土地種類間の差額地代部分をも(たとえ生産物量で表現した地代量には変化は生じないとしても)増加させることとなるであらう。それは、基準たるべき価格の騰貴の結果として当然である。

差額地代は、一応、同一部門内における独自の利潤率の範囲で(それは一般的利潤率への均等化を含み、現実にはかかるものとしてのみ問題となるのであるが)とりあげることが出来た。それは、そこにおける個別的生産価格と一般的生産価格との間の差額として(諸土地種類間の自然的豊度の相違を、規定的要因としてもつ個別的费用価格相互間の差異として)の、その範囲内での問題であったからである。しかし、絶対地代は、最劣等地の自然的豊度をその背後にもつとはいえず、それが絶対地代の形成に規定的に作用するのではない。ここでは、そこに投下された資本に対しての平均利潤以上の超過分が、独自の、問題とされているのである。個別資本一般

三 結 語

農業経営のために土地に投下された資本が平均利潤を獲得しうるかぎり、土地所有と資本とのあいだには対立は存しないといっている。それにもかかわらず、土地への資本投下は土地所有者への地代の支払いを条件とするばかりでなく、土地所有者は、農業において形成された超過利潤——すくなくともその一部は、資本の運動法則がそのまま貫徹するとすれば、低められた費用価格を媒介として、市場価値引下げの方向に作用するであらう——を地代に転形・「固定化する」ことによって、追加資本の投下に多かれすくなかれ人為的制限を設定する作用をもった。すなわち、土地所有の「実存」こそは、土地に資本を投下するための、また土地において資本を任意に増殖するための、制限をなすものであった。そして、土地生産物の一般的生産価格の昂騰は、地代増加の原因であるばかりでなく、反面、地代の形成そのものが土地生産物の市場価値の引下げの可能性を阻み、または昂騰の原因として作用した。かくて、「土地所有の法則」が市場価値法則の偏倚を生ぜしめることは、絶対地代につ

にとつては、その資本量に関連した利潤量が関心の的であり、かくて、資本の運動は、それぞれの部門における独自の利潤率の一般的利潤率への均等化という方向を、また資本量と利潤量とを直接的に對置させるという運動形態をとるであらう。差額地代はこのような一般的利潤率に均等化された独自の利潤率をめぐって、それと個別利潤率との較差のうえに展開されたのに対して、絶対地代ではこのような一般的利潤率にもとづく利潤量が根底におかれているのである。

一般に、資本にとっての地代の問題は、一定の資本量に対する一定の地代量として、すなわち地代率の問題としてとりあげられているのである。あたえられた土地面積に対する地代量の問題としてではない*。そして、特定の穀物価格のもとで絶対地代が形成されたとするならば、それは土地所有の「独占」の発現の結果にほかならないが故に、かかる穀物価格のもとで、そこで生産に参加する資本はひとしく、絶対地代を負担するということになるであらうが、それは等しい資本量に対して、等しい地代量としてあらわれることは、いふまでもない。

* 総地代は地代率の増大なくとも増加しうる。地代率に関して土地面積を導入する謬見に関しては Marx: *Theorien*, a. a. O. S. 2. 参照。土地面積当りの地代量——したがって地代率という視点は土地所有者の立場に立つものである。

いてのみいわるべきものではない。また、絶対地代の側面のみをとりあげてみるとしても、絶対地代の排除が、差当って、土地生産物の一般的価格を修正し、したがって差額地代のあり方に変化を及ぼす(それはただちに差額地代の法則を止揚するものではないにしても)ことは、すでにあきらかである。

かくて、資本のもとに従属せしめられた土地所有の近代的形態における土地所有は、地代を資本に対する平均利潤を超える価値部分に限定しながらも、土地生産物(生活資料並びに原料品)価格の引下げの可能性を阻止し、あるいはそれを引上げる。かつまた、農業において資本家的に生産された剰余価値の一部は、一般的利潤率への均等化にはいりこむことなく、絶対地代および差額地代の形で、資本制蓄積から引離されるということからすれば、結局土地所有の「独占」は平均利潤率の引下げに貢献することとなる。地代の増加はかかる条件のもとで果される。

〔附記〕 本論文は昭和三三年度慶応義塾学事振興資金研究補助による研究報告の一部として発表するものである。